

令和3年10月1日

さいたま市長  
清水 勇人 様

埼玉市民オンブズマン・ネットワーク

代表幹事 田中寿夫  
事務局長 宗像敬一  
江本房利



事務局 蓼田市桜台 1-6-14  
電話 090-5561-9035

## 公開質問書

### 1) 公開質問書の提出に至った経緯

本会が令和3年7月5日付けで、「消防団への協力金について」、さいたま市総務部に提出した公開質問書に対して、さいたま市総務部から消総消活第767号（令和3年7月30日）の回答を受けた。その回答内容について検討した結果、誠実な回答がされていないと判断し、市長に新たに公開質問書を提出することとした。

### 2) 質問事項

- イ) 平成22年3月24日、横浜地方裁判所において消防団員活動奨励金支出違法請求事件（平成20年（行ウ）第95号）において、地方自治法204条の2「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づくには、これを第203条1項の職員および前条1項の職員に支給することができない。」と判示している。  
すなわち、「消防団が、本来業務のほか本来業務との関連が疑われる活動につき、市民等から慰労などの趣旨で直接寄付金（協力金）を受領することは、違法となる余地がある」との判例である。この判決を踏まえて、唐津市など、寄付金

(協力金) を受領しない自治体が増えている。

さいたま市の今後の方針を求める。

ロ) 「さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則」(平成13年5月1日; 規則第247号; (遵守事項) 第16条;

(4) 職務に関し、金品の寄贈若しくは饗応接待を受け、又は、これを請求する等の行為をしないこと。

(5) 消防団又は消防団員の名義をもって、みだりに寄付金を募り、又は営利行為をし、もしくは、義務の負担となる行為をしないこと。

の規定があるが、自治会が納めている消防団協力費は、上記規定に定める(4)、(5)こうに抵触していると考える。さいたま市の見解を求める。

ハ) 消総消活第767号(令和3年7月30日)の回答では、消防分団が自治会から消防協力金を受領することについては、消防分団と自治会とで解決されるべきと考えております。となっているが、消防分団は消防組織法の規定に基づき設置されているもので、さいたま市消防団条例に基づくさいたま市の組織である。協力金問題について自治会と分団で解決すべきとの回答は、行政組織の一部であるという認識を欠くものである。

上記を踏まえ、下記期限までに再度の回答を求めるものである。

本質問書への文書による回答期限は、令和3年10月15日とさせていただきます。

なお、本公開質問書並びに回答書は、本会の公式ホームページに掲載するとともに、回答内容について報道機関に対し記者会見を行うことを申し添えます。

以上